

令和4年度 那覇・南風原クリーンセンター  
物品（清缶剤）購入契約仕様書

- |    |         |  |
|----|---------|--|
| 1  | 件名      | 令和4年度 那覇・南風原クリーンセンター<br>物品（清缶剤）購入契約  |
| 2  | 品名      | 清缶剤  |
| 3  | 規格品質    | デラコン 153（アクアス株式会社）   |
| 4  | 納品場所    | 那覇・南風原クリーンセンター（南風原町字新川地内）  |
| 5  | 納品方法    | 発注者の指定した日に指定した量を指定場所へ納品<br>するものとする。  |
| 6  | 履行期間    | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで  |
| 7  | 契約方法    | 1キログラムあたりの単価契約。  |
| 8  | 請求及び報告書 | 各月ごとに納品書、補充報告書、請求書を翌月10日<br>までに提出すること。   |
| 9  | 請求額の計算  | 下記の計算式で算出した①と②を加算した額とする。<br>① 当該月の納品量の計×契約単価（円未満切捨て）<br>② 上記①×消費税（円未満切捨て）<br>※消費税率は、納品日における税率とする   |
| 10 | 購入予定量   | 1,600 kg／年<br>（注：過年度実績からの推測値で購入の義務を負う量で<br>はない。）   |
| 11 | その他     | (1)契約業者は車輛、機械等を操作・移動する場合は安全<br>確認を十分に行うこと。作業中において事故があった<br>場合、所要の措置を講ずると共に、事故発生原因及び<br>その経過内容について速やかに係員に報告すること。<br>(2)契約業者は納品に際し、那覇・南風原クリーンセンタ<br>ーの機器等に損害を与えた場合、その補償をするもの<br>とする。<br>(3)本仕様書に記載なき事項については、本組合と協議の<br>上で決定すること。 |